

地方公共団体の入札参加資格審査申請の 共通化・デジタル化について

総務省自治行政局行政課

入札参加資格についての地方自治法令の規定

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4・5 （略）

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。 1

入札参加資格審査申請手続の現状

① 入札参加資格審査



② 入札の公告



③ 入 札



④ 契 約



⑤ 完了届・
検 査



⑥ 請 求・
支 払

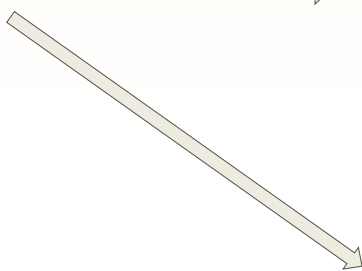
- 申請項目や必要書類については、各地方公共団体が地域の実態を踏まえて設定
- 入札への参加を希望する事業者が各団体に申請

現 状

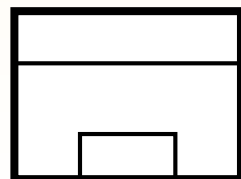
< 事業者 >



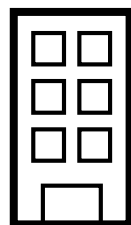
入札参加資格審査申請



< A 県 >



< B 市 >



- 有効期間 : **2** 年
- 申請時期 : **10** 月 ~ 12 月 ・ **定期申請** のみ
- 申請方法 : **郵送**、フラットファイルの色、綴り方 …
- 申請項目 : 事業者の名称、所在地、… 契約実績、ISO認証取得 …
- 有効期間 : **3** 年
- 申請時期 : **12** 月 ~ 2 月 ・ 定期申請 + **随時申請**
- 申請方法 : **申請システム**
- 申請項目 : 商号又は名称、本社住所、… 地域貢献活動、防災協定 …

各団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、
申請項目や必要書類、申請方法は、地方公共団体ごとに多様 となっている。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等

- 総務省においては、累次の規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定等)を踏まえ、令和3年に、国の項目等を参考として地方公共団体の入札参加資格審査申請に係る標準項目及び標準の添付資料(以下「標準項目等」という。)を取りまとめ。
- 事業者の事務負担の軽減に資することや、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加を容易にし、最適な事業者の選定に寄与すること等の観点から、令和3年に、通知※を発出し、標準項目等を積極的に活用するよう要請。

※  「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知)」(令和3年10月19日付け総務省通知)

標準項目等の概要

- 以下の3通りの標準項目等及び記載要領を策定。

標準項目の種類	標準の添付資料
① 建設工事	営業所一覧表、総合評価値通知書の写し、納税証明書、委任状
② 測量・建設コンサルタント等	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
③ 物品製造・役務の提供等	

- 各団体において、必要最低限の範囲で独自に項目等を追加できる。追加する場合は、「追加項目等一覧」を策定し公表。
- 各団体における標準項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

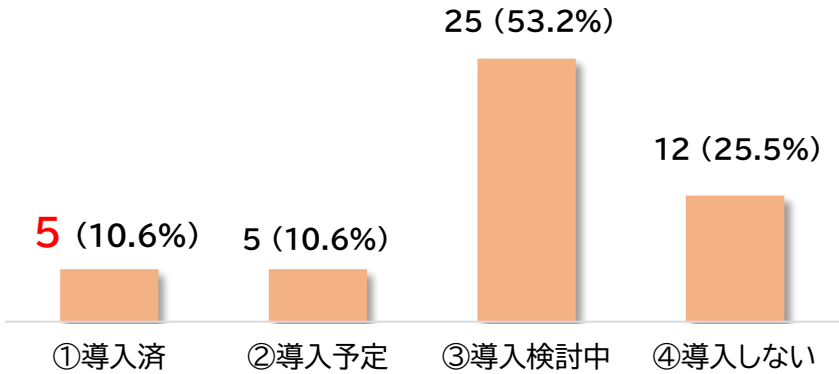
入札参加資格審査申請に係る標準項目等の導入状況

● 標準項目等を導入する地方公共団体は増加しつつあるものの、令和6年3月時点※で、全国的な導入には至っていない。

※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

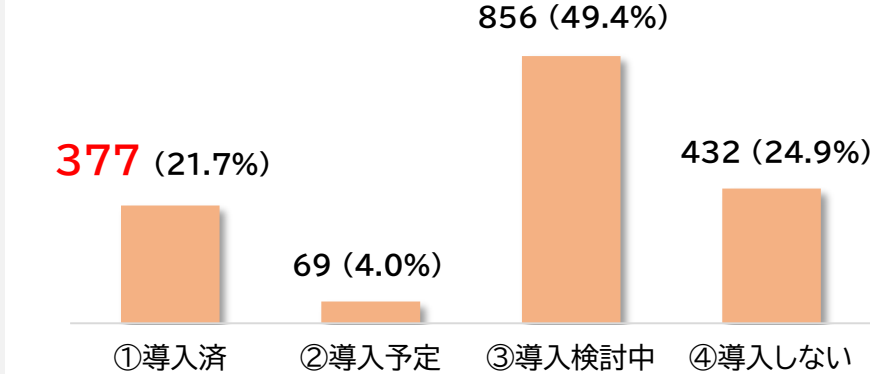
都道府県

単位:団体数



市区町村

単位:団体数

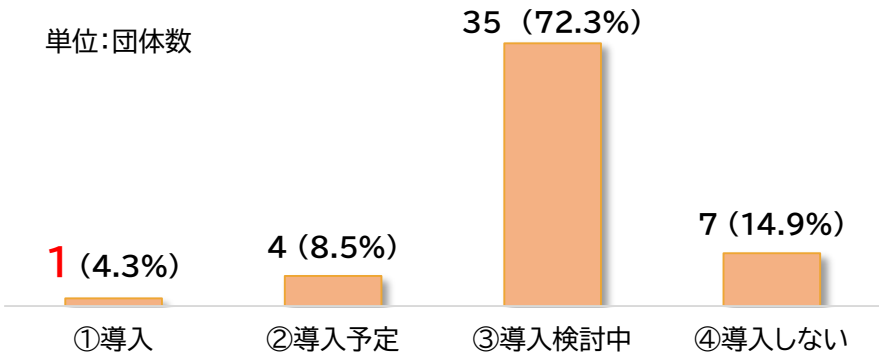


※ 入札参加資格審査を行っていない団体を除く。

(参考) 令和4年7月時点における導入状況 ※ 「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」結果(令和4年12月総務省)

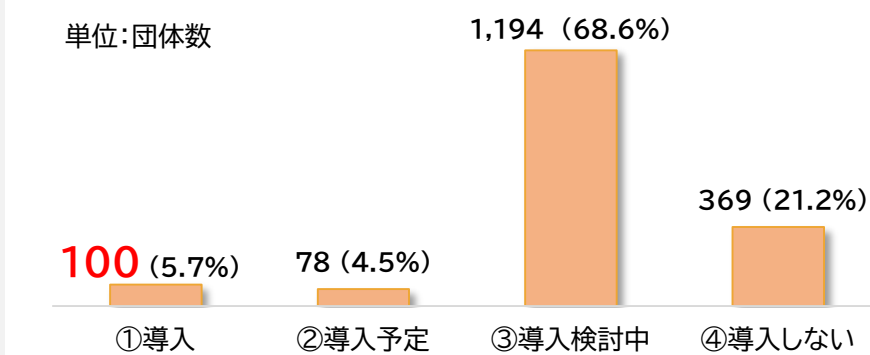
都道府県

単位:団体数



市区町村

単位:団体数

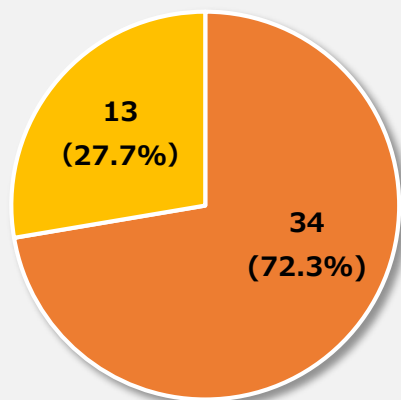


物品・役務等の入札参加資格審査申請システムの整備状況等

- 入札参加資格審査申請システム等を整備し、事業者の申請をオンラインで受け付けている都道府県は34団体(72.3%)、市区町村は519団体(31.5%)となっており、**特に市区町村において、申請手のオンライン化が十分に進んでいない**(郵送又は対面での受付が多数となっている)。
- オンラインで申請を受け付けている市区町村のうち、317団体(61.1%)は、他の地方公共団体と共同でシステムを整備しているところであり、**市区町村における入札参加資格審査申請のオンライン化は、他の地方公共団体と共同して進められる傾向にあるものと考えられる。**

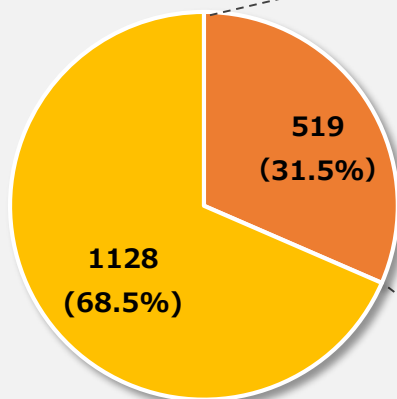
事業者のオンラインでの入札参加資格審査申請の可否

<都道府県>



■ 可 ■ 不可

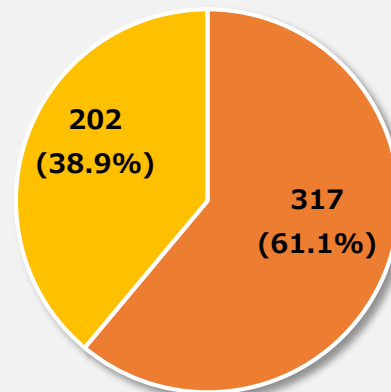
<市区町村>



■ 可 ■ 不可

※集計対象は入札参加資格審査を行っていない94団体を除いた1647団体

他団体と共同したシステム整備の有無(市区町村)



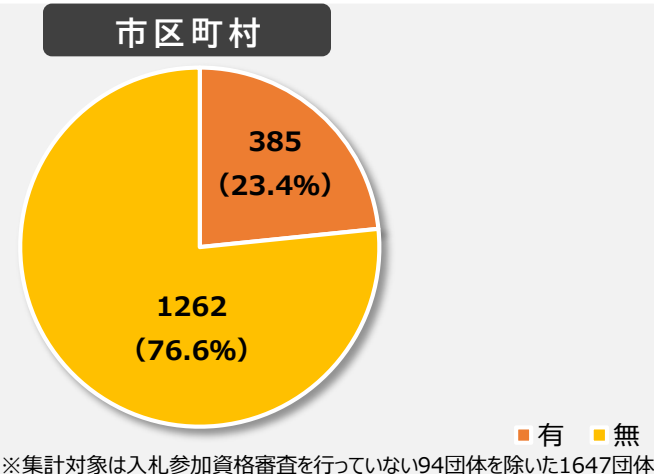
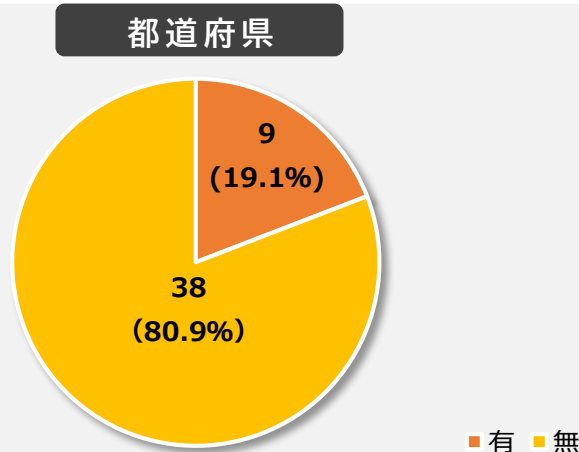
■ 有 ■ 無

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

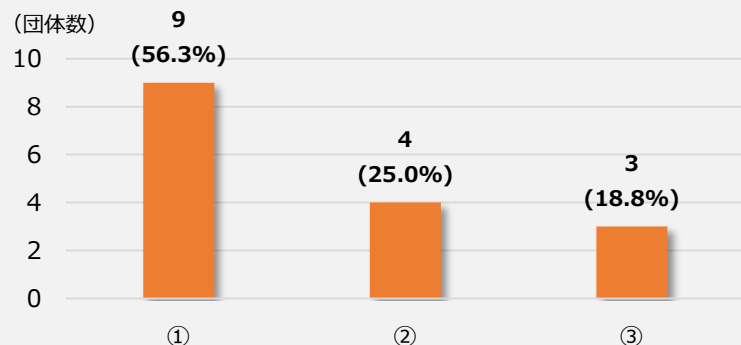
物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付の現状

- 物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付を実施している都道府県は9団体(19.1%)、市区町村は385団体(23.4%)となっており、**約2割の地方公共団体において、既に共同受付が実施されている。**
- 共同受付の枠組みの数は16となっており、「都道府県及び都道府県内市区町村等(一部事務組合が参加している場合を含む)」で構成する枠組みが最も多くなっている(10団体(63.5%))。

<共同受付の実施の有無>



<共同受付の枠組み>



- ① 都道府県及び都道府県内市区町村等
(一部事務組合が参加している場合を含む)
- ② 近隣の市区町村等
(一部事務組合が参加している場合を含む)
- ③ 一部事務組合
(他の一部事務組合の審査事務についても併せて処理している場合を含む)

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会について

開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

構成員

座長	高橋 滋	法政大学法学部教授			
	石川 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授	木村 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授	
	大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授	
	片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授	建部 雅	成蹊大学法学部教授	

開催状況

令和4年	11月22日	●	調達関連手続の現状と課題①
令和5年	3月29日	●	調達関連手続の現状と課題②(経済団体ヒアリング)
	5月11日	●	調達関連手続の現状と課題③(ベンダー事業者ヒアリング)
	9月14日	●	調達関連手続の共通化・デジタル化に係る今後の議論に向けた論点整理
	10月17日	●	調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方
	11月 1日	●	調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性(報告書試案)
	11月30日	●	調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性(報告書案)
	12月27日	○	報告書(調達関連手続の共通化・デジタル化)の取りまとめ

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（概要）

1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンズオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

様式・項目等

入札参加資格審査手続

- ワンズオンリー化の実現に向け、様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組が必要。
➡ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする

令和3年標準項目

- ・事業者名称、住所、代表者氏名
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ：

全体共通

標準項目を設定

独自項目

今後の取組

- ・事業者名称、住所、代表者氏名 ①
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴 ②
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況 等 ③
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ：

多数の団体が設定独自項目

新たに共通化

※ 契約の適正な履行を確保する観点から、地方公共団体が、事業者の能力等を判定するため、必要な範囲内で項目等を設定できるようにする必要

➡ 申請方法（申請時期・受付方法等）の共通化を促す

※ かえって、地方公共団体や事業者の事務負担を増加させないように考慮する必要

システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、都道府県単位で共同システムを整備する方法（14の府県で実績）や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体の検討が必要。
※ 様式・項目等の共通化が前提。

入札参加資格審査以降の手続 〔入札公告、入札、契約、完了届、請求等〕

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➡ 広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる

3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体でワーキングチームを立上げ。各省庁の取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討。

- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
 - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
 - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等

調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。 ※ まずは、「物品・役務等」の入札参加資格審査から検討。

（参考）規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、地方公共団体・経済団体の意見や総務省研究会報告書を踏まえ、地方公共団体の「物品・役務」の入札参加資格審査申請に関する以下の事項について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずることとされている。

- a 申請項目、必要書類及び申請方法（資格の有効期間、申請時期、受付期間等）に関する共通化
- b 事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組み
- c 入札参加資格審査申請の広域又は全国的な共通システム

検討会の構成

メンバー

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府（規制改革推進室）、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について**具体的な検討を行うため、部会を開催する。**

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

（第1回）令和6年3月28日
（第2回）令和6年5月8日

項目・申請方法等 検討部会

調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的に検討



システム検討部会

調達関連手続のデジタル化に関し具体的に検討



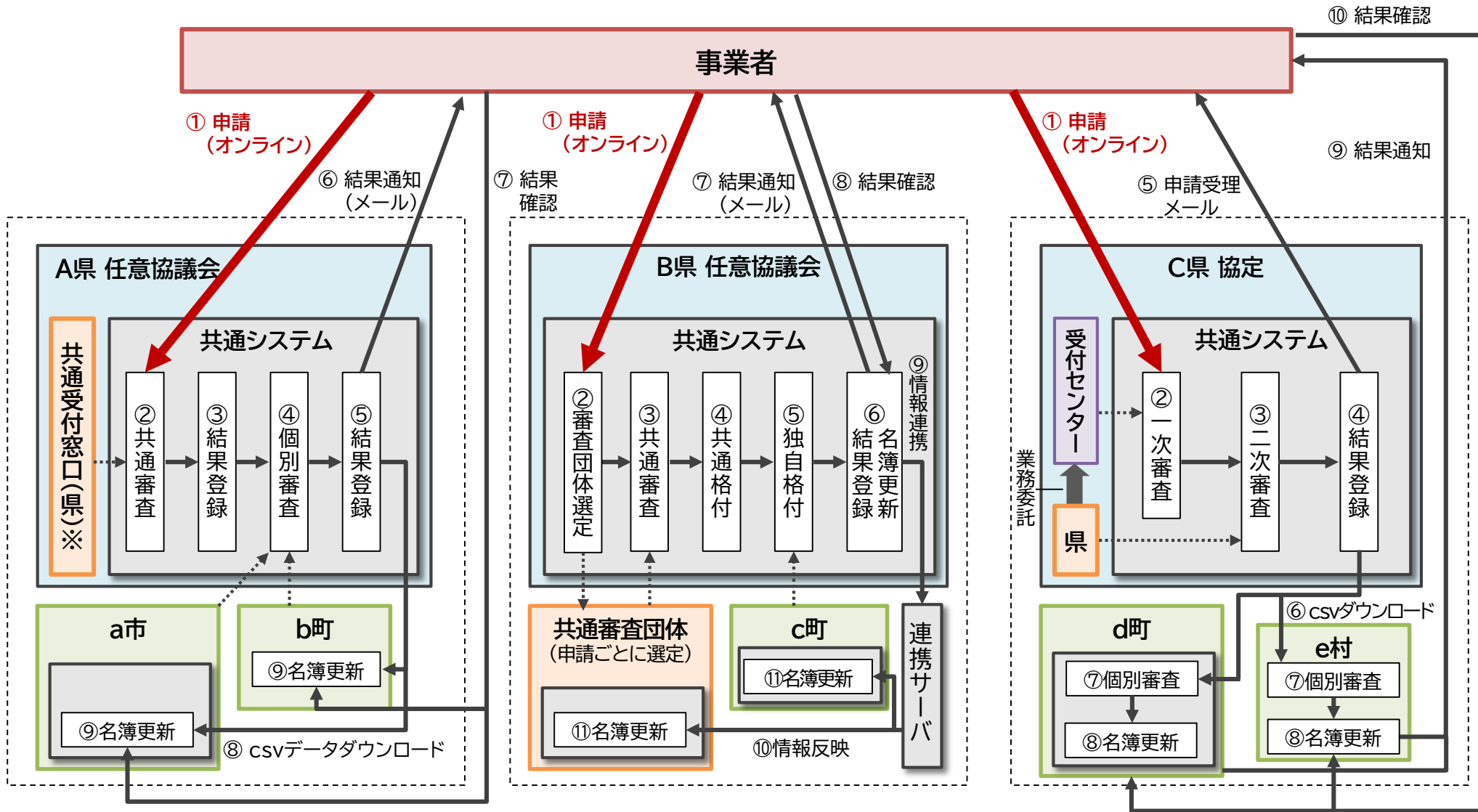
（第1回）令和6年7月5日
（第2回）令和6年9月2日

（第1回）令和6年5月8日
（第2回）令和6年5月31日
（第3回）令和6年7月5日
（第4回）令和6年7月31日
（第5回）令和6年9月2日
（全国照会）① 令和6年6月24日 ②令和6年8月9日

案1 都道府県単位

- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、共同受付・審査を行う取組※を全国的に横展開する方法。

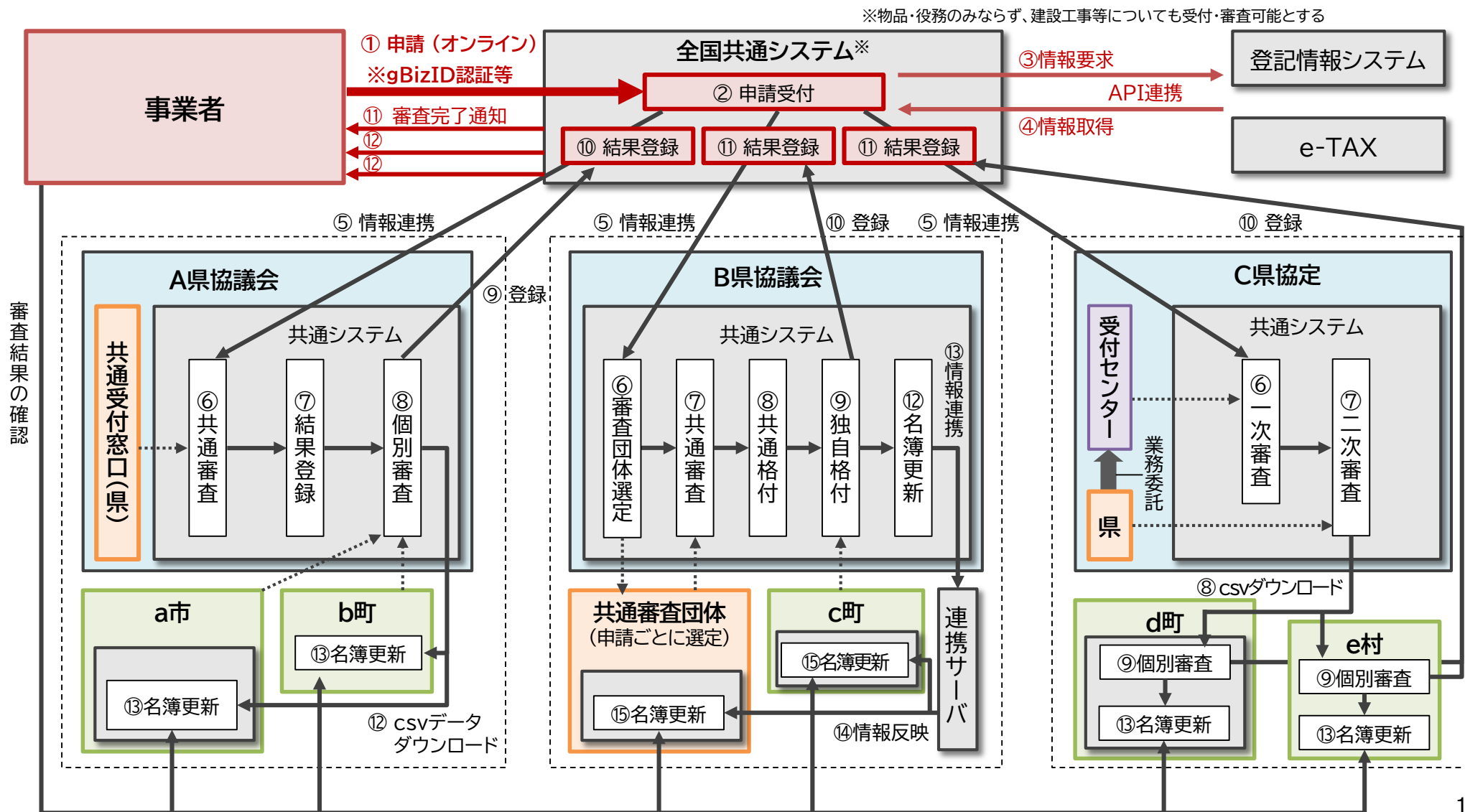
※ 物品・役務等の入札参加資格審査申請については、現在、9の府県において共同受付・審査の体制が構築されている。



※ 事業者がa市又はb町のみに申請し、A県に申請しない場合にも、A県が共通審査を行う必要。

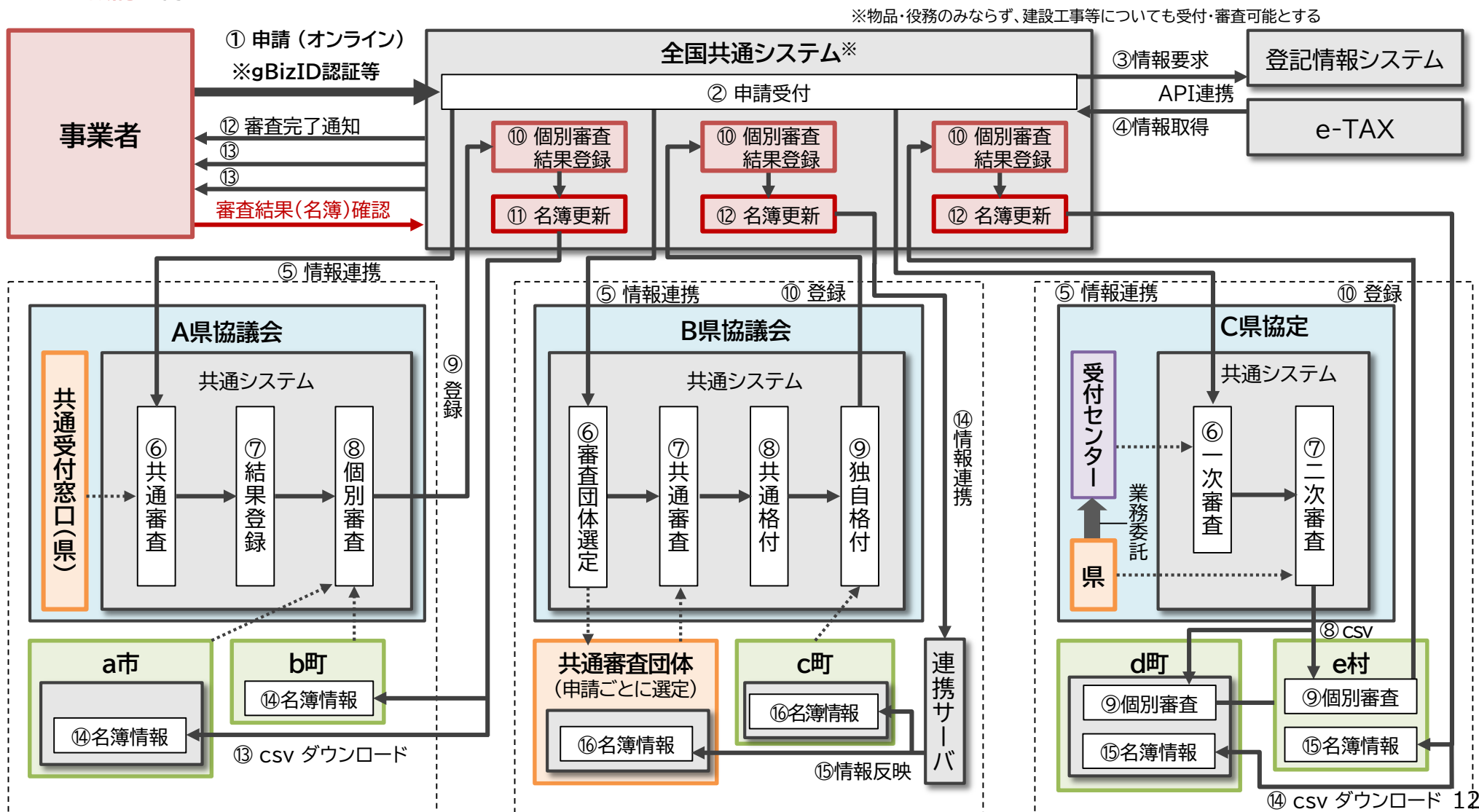
案2 都道府県単位＋全国単位(受付のみ)

- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備した上で、当該システムと連携するプラットフォーム(全国共通システム)を整備することによって、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- プラットフォーム(全国共通システム)に、**申請受付**、**結果登録**、**審査完了通知の機能**のみを持たせるもの。



案3 都道府県単位＋全国単位(受付・名簿更新のみ)

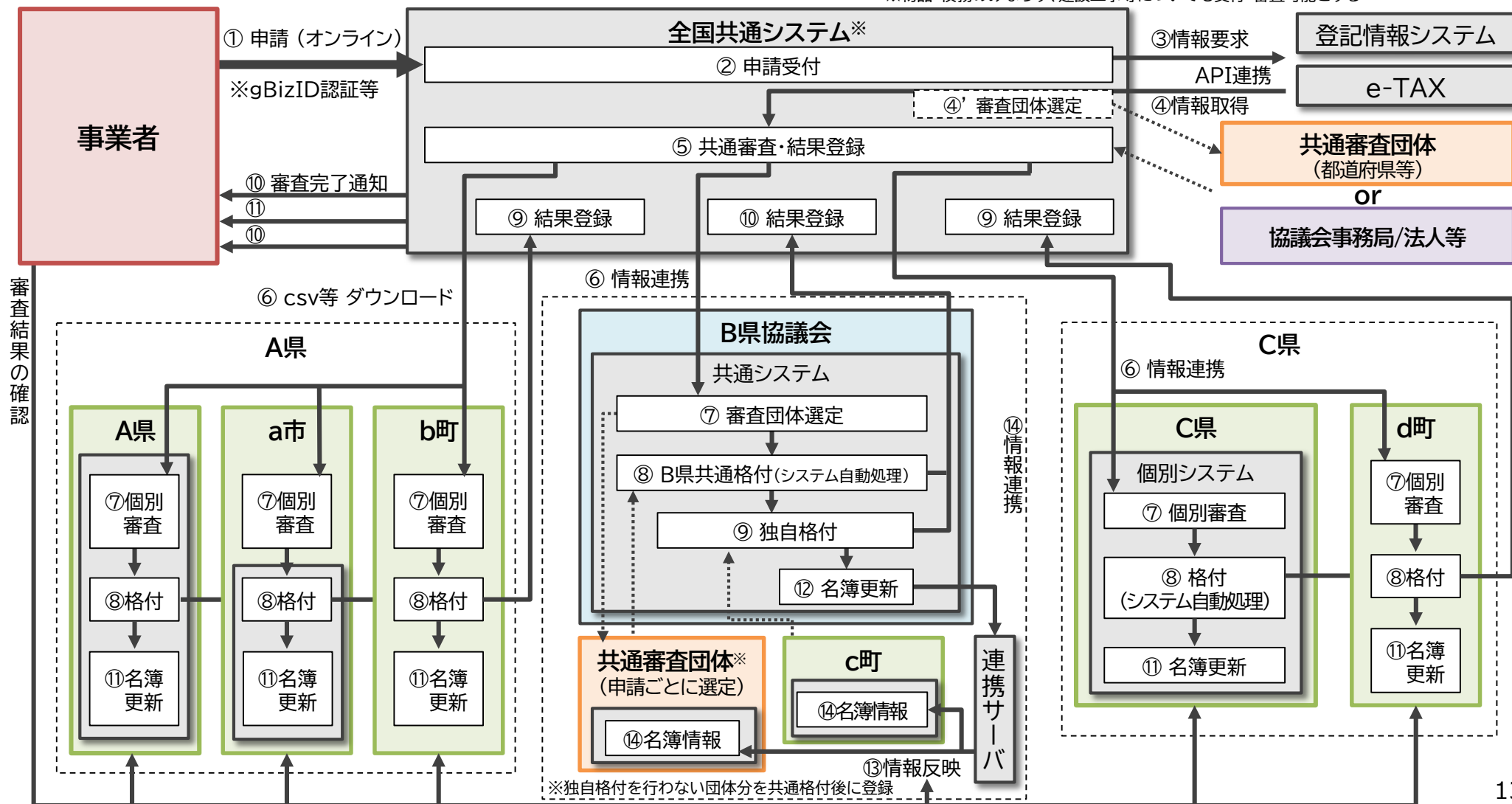
- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備した上で、当該システムと連携するプラットフォーム(全国共通システム)を整備することによって、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- プラットフォーム(全国共通システム)に、申請受付、結果登録、審査完了通知のほか、**名簿更新、名簿閲覧、個別審査(結果登録)の機能**を持たせるもの。



案4 全国単位(受付・共通審査のみ)(都道府県単位の共通化は任意)

- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- 全国共通システムについては、**全地方公共団体で共通的な機能**(申請受付、共通審査、結果登録、審査完了通知)のみを設けることによって、シンプル(実現可能性が高い)にしつつ、地方公共団体の判断により、**全国共通システムと県単位システム(又は単独の独自システム)を連携可能**とするもの。また、共通・選択申請項目等については、**共通審査団体や協議会事務局が共通審査**。

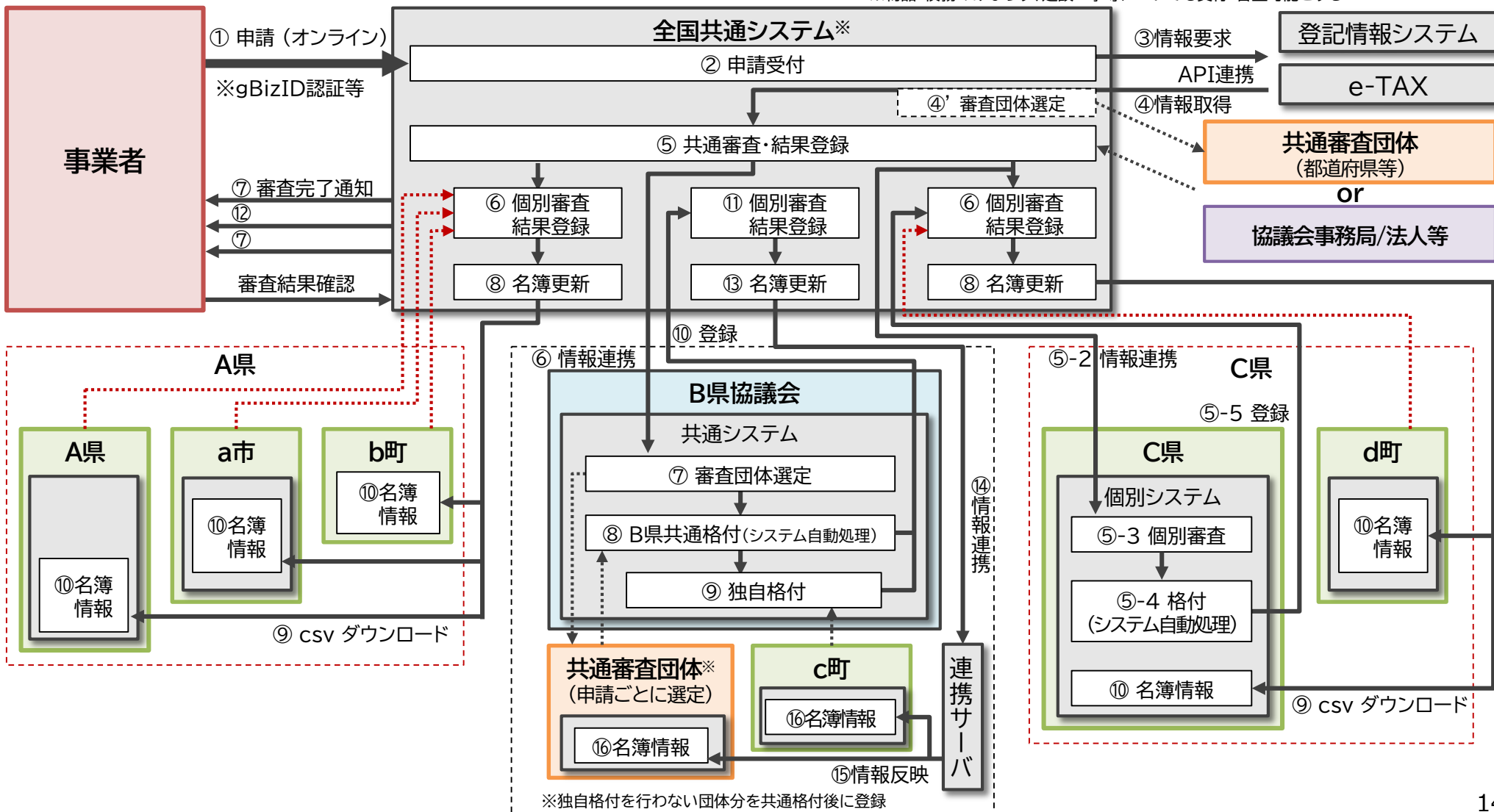
※物品・役務のみならず、建設工事等についても受付・審査可能とする



案5 全国単位(受付・共通審査・名簿更新)(都道府県単位の共通化は任意)

- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- 全国共通システムに、**多様な機能**を設けつつ、地方公共団体の判断により、**全国共通システムと県単位システム(又は単独の独自システム)を連携可能**とするもの。また、共通・選択申請項目等については、**共通審査団体や協議会事務局が共通審査**。

※物品・役務のみならず、建設工事等についても受付・審査可能とする



各共通システムの特徴の比較

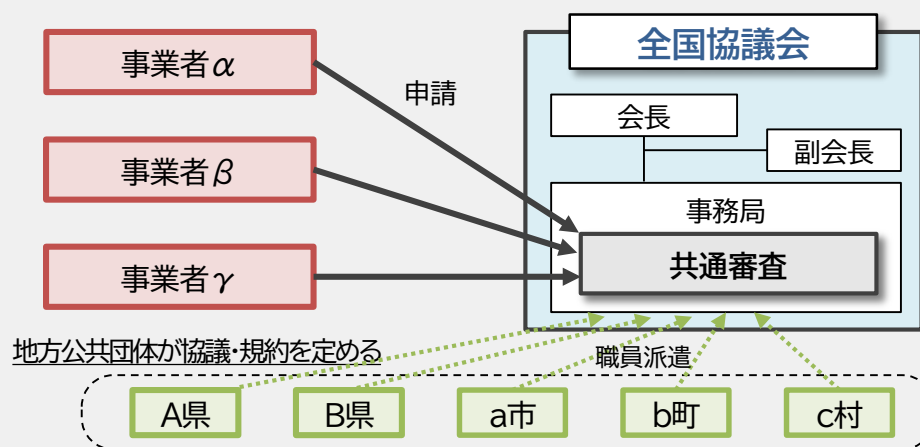
		案1 -都道府県単位-	案2 -県単位+全国単位- (受付のみ)	案3 -県単位+全国単位- (受付・名簿のみ)	案4 -全国単位- (受付・審査のみ)	案5 -全国単位- (受付・審査・名簿)
事業者の申請事務	申請回数	県ごと (最大47回)	1回	1回	1回	1回
	地方公共団体からの 補正指示 (共通・選択申請項目等)	県ごと	県ごと	県ごと	1団体から 〔共通審査団体や 協議会事務局等〕	1団体から 〔共通審査団体や 協議会事務局等〕
	地方公共団体からの 補正指示 (独自項目等)	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと
	審査結果(資格者名簿) の確認方法	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	全国共通システム 〔審査結果や名簿は 団体ごとに異なる〕	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	全国共通システム 〔審査結果や名簿は 団体ごとに異なる〕
地方公共団体の審査事務	共通・選択申請項目等 の審査	県ごと	県ごと 〔他県の修正指示ごと に再審査が必要〕	県ごと 〔他県の修正指示ごと に再審査が必要〕	1団体 〔共通審査団体や 協議会事務局等〕	1団体 〔共通審査団体や 協議会事務局等〕
	独自項目等の審査 格付け	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと
	審査事務の 効率化効果	個別審査の有無・内容や共通化に伴う事業者の申請数の増加状況等、地域によって異なるか				
	審査事務の 処理方法の自由度	(相対的に) 高	中	中	中	低
	審査体制の構築に 向けた調整コスト	(相対的に) 低	低	低	高	高
	システム整備 ・保守・運用の トータルコスト	中 ?	高 ?	高 ?	低 ?	低 ?

全国単位で共通審査を行う場合の審査方法（共通受付窓口型）

- 現状、都道府県単位の共通受付窓口型による共通審査（形式審査）については、県が共通受付窓口として県内市町村分を含めて一括して審査する形で行われている。
- **全国単位で共通受付窓口型により共通審査を行う場合**には、都道府県を含む全地方公共団体を包括する地方公共団体がないことから、**新たに、共通受付窓口として全地方公共団体分を一括して審査する体制を構築する必要がある**か。この体制として、例えば協議会や法人等が考えられるか。

協議会

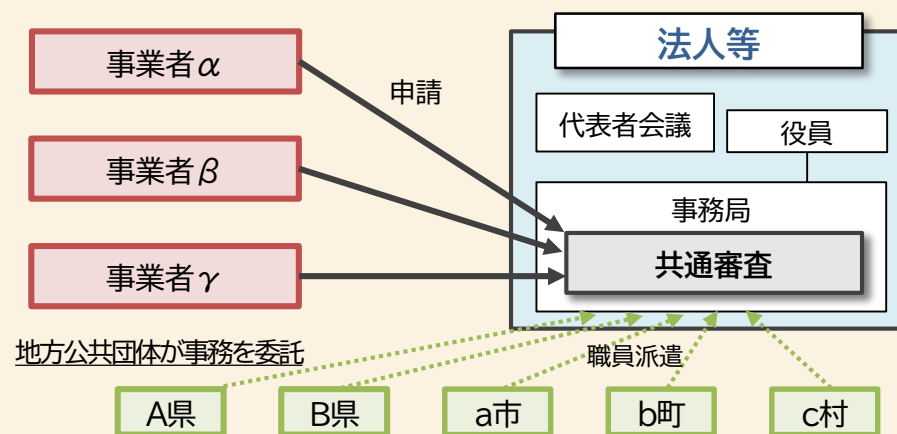
- 共通審査を共同して行うこと等を目的として、全ての地方公共団体が協議により規約を定め、**法人格を有しない**協議会を設置。
- 各地方公共団体から協議会に職員を派遣し、協議会（事務局）において全事業者の共通・選択申請項目等について形式審査。



- 法人格を有しないことから、共通システムを整備する場合には、**システムの整備や保守・運用の主体（契約主体）となり得ない**。
- 全団体で構成することにより、迅速な意思決定や機動的な対応が難しい。審査に係る責任の所在があいまいとなる可能性。
- 現に、都道府県単位の共同受付・審査体制として導入されている方法（知見・経験が蓄積）であり、実現しやすいか。

法人等

- **法人等**に共通審査を委託し、当該法人において全事業者の共通・選択申請項目等について形式審査。

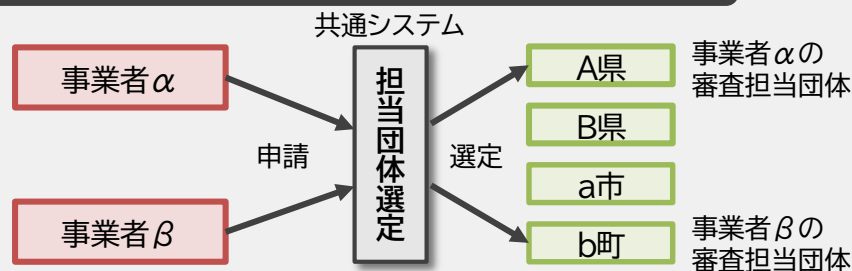


- 共通システムを整備する場合には、法人等が**システムの整備や保守・運用の主体（契約主体）となる**ことができる。
- 法人として審査の事務を処理することから、審査に係る責任の所在が明確となる。

全国単位で共通審査を行う場合の審査方法（審査担当団体選定型）

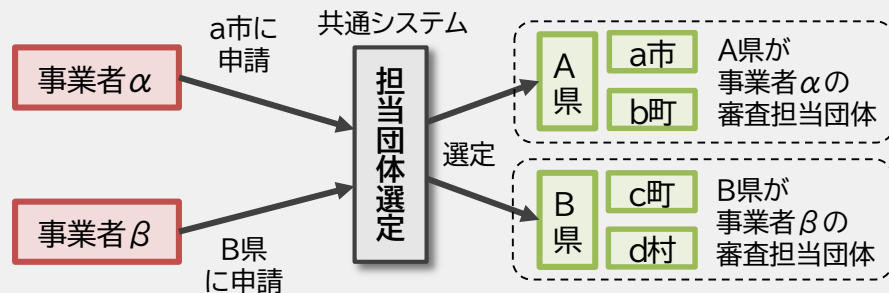
- 現状、都道府県単位の審査担当団体選定型による共通審査（形式審査）については、事業者の申請時に、あらかじめ定められた選定方法に基づき選定された県、市町村等が共通審査担当団体として県内市町村分を一括して審査する形で行われている。また、市町村間の連携に基づく共通審査の取組においては、定期申請時期ごとに輪番制で共通審査担当団体を選定している例もある。
- これらの取組を踏まえ、**全国単位で審査担当団体選定型により共通審査を行う場合には、どのような体制を構築することが考えられるか。**また、審査担当団体の選定対象に市町村を含めるか。

A 全地方公共団体が審査担当団体として共通審査



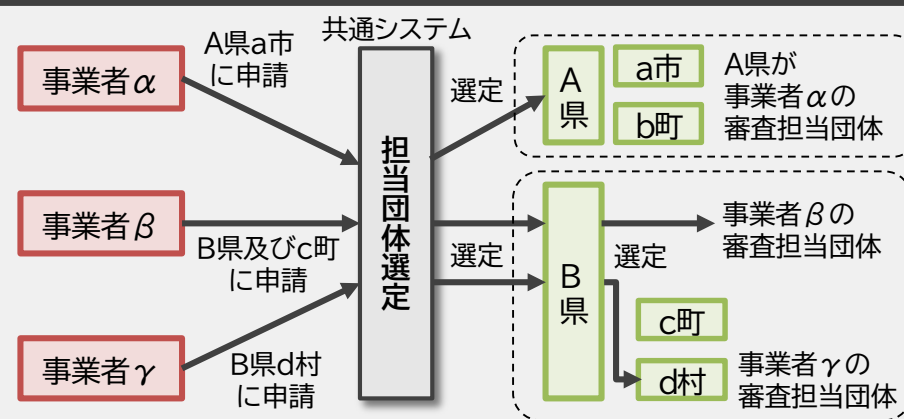
※ 全団体で共通審査することにより、**1団体当たりの共通審査に係る事務負担が最も小さくなるか。**他方、共同受付を実施することに伴い、申請件数（＝個別審査の件数）が増加することが見込まれる中、**市町村が共通審査に対応できるか。**

B 県が審査担当団体として区域内の市町村分を含めて共通審査



※ 都道府県が共通審査することにより、**市町村の審査に係る事務負担が最も小さくなるか。**他方、**都道府県の事務負担が大きくなる。**市町村は、都道府県に対する職員派遣や経費負担が必要となるか。

C 各県単位が審査担当となるが審査体制は各県単位で決定して共通審査



※ 各県単位で審査担当団体の選定方法を定めることにより、**地域ごとに、実態を踏まえた最適な審査体制を構築することができるか。**他方、県単位ごとの審査担当団体の選定を共通システムで行うこととする場合には、システムの機能が高度化し、**システム整備に係るコストが大きくなる可能性もあるか。**

輪番制により共通審査

- 定期申請ごとに**輪番制**で共通審査担当団体を選定しておき、当該共通審査担当団体が共通審査を行う方法

※ 地方公共団体は、審査担当でない年度においては、審査に係る事務負担が小さくなる一方、**審査担当となる年度においては、審査担当団体数が（A～Cと比べて）少ないことから、事務負担が大きくなるか。**また、**各団体において共通審査のノウハウを蓄積しにくい。**